

村明細帳と村鑑帳の研究 (下)

—— 豊前・豊後幕領を中心として ——

(付) 元祿二年の島原領村明細書上

佐 藤 満 洋

三 豊前における村明細帳等成立の背景

前節で豊後国の村明細帳及び村鑑帳等各帳の成立の背景について概観したが、本節では同じ日田代官支配所の豊前国下毛郡と宇佐郡内幕領の村方で作成された村明細帳等の成立の背景について概観してみたい。

(1) 享保六年(一七二一)の村鑑帳

さきに豊後では村鑑帳作成は享保六年が始まりのごとく考えられる旨を述べたが、豊前国でも同年五月に下毛郡草本村の「村鑑帳」⁽¹⁾と下毛郡宮園村の「村鑑帳」⁽²⁾が作成されているのを見ることができ、同帳は末尾が被損しているが、表紙にもその成立の背景を物語る注記等がないため、豊後同様に村鑑帳成立の背景は知りえない。

なお同「村鑑帳控」には貼り紙による訂正か所が認められるが、これは享保六年以降の村明細帳の原本にしたものであろうか。興味深い貼紙による訂正である。

(2) 享保十年(一七二五)の村明細帳

同年の村明細帳も宮園村の銘細帳⁽³⁾が知られている。同帳の奥書に「宮園村高反別銘細書之儀、御尋ニ付…」と記されているが、これは日田代官増田太兵衛の着任にともなう「御尋」によって、村明細帳が作成されたものであるかと考えられる。

(3)享保二十年(一七三五)の村明細帳

同年の村明細帳は「宇佐郡山口村銘細帳」⁽⁴⁾が知られている。差出は三月で、表紙に「岡田庄太夫様ニ上ルひかへ」と注記されており、奥書には上記の宮園村銘細帳と同様に「…御尋ニ付…」と記している。この書式は村明細帳奥書の一書式であるが表紙の注記とあわせ考えると、同年の村明細帳作成は代官岡田庄太夫の着任にともなう「村明細帳」差出しによるものであることがわかる。

(4)元文三年(一七三八)の村明細帳

同年の村明細帳は下毛郡宮園村「銘細帳」⁽⁵⁾と草木村「銘細帳」⁽⁶⁾が見られる。豊後では村鑑帳が知られているが、豊前では村明細帳だけしか知りえない。日田代官は岡田庄太夫であるが、村明細帳成立の背景は不詳である。

(5)宝暦五年(一七五五)の村明細帳

(6)宝暦六年(一七五六)の村明細帳

(7)宝暦七年(一七五七)の村明細帳

宝暦五年の村明細帳は「宇佐郡中麻生村銘細帳」⁽⁷⁾がみられる。同帳も奥書に「…御尋ニ付…」書上げる旨が記されているが差出月は記されていない。宝暦五年は代官岡田九郎左衛門が着任した翌年であるため、この年の村明細帳は代官着任にともなう書上と考えてよいであろう。

なお同銘細帳の表紙左方には次のごとく二行に分けて注記されている。

「子六月田畑反別帳共ニ子九月ニ上ル控」

「岡田九郎右衛門様江指上ル控」「丑二月ニ上ル控」

岡田九郎左衛門の在任期間は宝暦四年（一七五四）から同七年（一七五七）までであり、同五年は亥年であるので、一行目の「子六月」と「子九月」はともに宝暦六年であることがわかる。そこで一行目は「宝暦六年六月作成の田畑反別帳と共に、（銘細帳の写を作成して）九月に差出した控帳」と解してよいであろう。

二行目の「丑二月」は上方の「岡田九郎左衛門様江上ル控」から考えて、当然宝暦七年であることになる。

以上のことから宝暦五年の村明細帳控が同六年と七年の原簿になって、三年続けて差出されていることがわかる。しかし六年の二回は差出の歴史的背景は不詳である。

なお、宝暦六年の村明細帳には「下毛郡中摩村銘細帳」⁽⁸⁾と「草本村銘細帳」⁽⁹⁾があるが、同帳成立の背景は同帳の記載事項からは知りえない。

(8)寛政元年（一七八九）の村明細帳

同年の村明細帳は「下毛郡下麻生村明細帳」⁽¹⁰⁾があるが、同年は巡見使が下向した年であるので、豊後の場合と同様に巡見使に差出されたものであろう。

(9)天保八年（一八三七）の村明細帳

同年の村明細帳は「宇佐郡下麻生村明細帳」⁽¹¹⁾と「宇佐郡高家村明細帳」⁽¹²⁾とが知られている。前者は七月に差出しており、後者は表紙は七月であるが奥書の日付は八月となっている。豊後ではまだこの年の村明細帳は知られていないが、日田郡代高木作右衛門が前年に着任しているので、右の村明細帳は郡交代替にともなう差出と考えるとよいであろう。

(10)天保九年（一八三八）の村明細帳

同年の村明細帳は「宇佐郡山口村明細帳」⁽¹³⁾がみられる。この帳だけからはその成立の背景は知りえないが、豊後では多くの村明細帳が差出されており、それらは巡見使下向にともなう書上のごとく考えられるので、豊前でも豊後同様の理由によるものと考えることができよう。

(11) 弘化五年（一八四八）の村明細帳

同年の村明細帳は「宇佐郡木内村明細帳」⁽¹⁴⁾が三月に差出されている。この年は二月二十八日から嘉永元年と改元されているので、正しくは嘉永元年三月差出ということになる。

同帳の奥書「木内村」の右肩に「池田岩之丞御代官所」と書かれているが、郡代池田岩之丞はこの嘉永元年に日田に着任しているので、同村明細帳は郡交代替にともなう差出しと考えてよいであろう。

(12) 文久三年（一八六三）の村明細帳

同年の村明細帳は下毛郡宮園村「銘細帳」⁽¹⁵⁾がみられる。日田郡代屋代増之助が前年着任しているので、村明細帳成立の背景を新郡代着任に求めてよいであろう。

(13) 慶応四年（一八六八）の村明細帳

同年の村明細帳は宇佐郡の「木内村明細帳」⁽¹⁶⁾と「上麻生村明細帳」⁽¹⁷⁾「下麻生村明細帳」⁽¹⁸⁾「山口村明細帳」⁽¹⁹⁾が知られている。これらの村明細帳は「木内村明細帳」が奥書に「右は御沙汰ニ付、明細帳写差上申候」と記して弘化五年の帳を原本としているのをはじめ、下麻生村の帳が天保八年の明細帳を、山口村の明細帳が天保九年の帳をそれぞれ原本としてその写を作成して久留米藩⁽²⁰⁾日市出張所に差出している。

「上麻生村明細帳」はこのとき新規に作成したものとよく考えられるが、他の三カ村の村明細帳は右のごとく古い明細帳の写であるが、これらは久留米藩の預り地になったことによる差出しと考えることができる。

(注)

(1) 佐々木正之氏文書。

(2) 豊田寛三・佐藤満洋・中山重記編「豊前国村明細帳」(一) (大分県地方史料叢書(三)) 一三八～一五一頁。

(3) 「耶馬溪町史」五八〇～五八七頁。

- (4) 村井益男・後藤重巳編『宇佐史料集(山口氏史料)』二二～二二頁。
- (5) 朝吹氏文書(耶馬溪町教育委員会所蔵)。
- (6) 佐々木正之氏文書
- (7) (4) に同じ、四七～五六頁。
- (8) (2) に同じ、一六〇～一八七頁。
- (9) 佐々木正之氏文書。
- (10) 麻生麗氏文書。
- (11) (4) に同じ、五七～六八頁。
- (12) 村井益男・後藤重巳編『宇佐近世史料集』(三)(中島家文書)二四九～二六六頁。
- (13) (4) に同じ、二二～四六頁。
- (14) 右同書六九～八一頁。
- (15) 朝吹氏文書(5) に同じ。
- (16) 右同史料。
- (17) 右同書三五～四六頁。
- (18) 右同書五七～六八頁。
- (19) 右同書六九～八一頁。
- (20) 慶応三年(一八六七)に豊前の幕領は久留米藩預りとなった。

四 代官交替・巡見使下向と村明細帳

以上二・三節において日田代官支配所の豊後・豊前幕領の村明細帳と村鑑帳村控成立の背景を概観したが、これを表示すれ

ば第七表のごとくである。この表をみてまず感ずることは村明細帳類の村控が意外に少いことである。両豊の幕領のうちには日田代官支配所から大名預地になり、その後また日田代官支配所に編入されるなどの変遷を何回もくり返した地域があるため江戸時代を通じてみると、日田代官支配所の村数は必ずしも一定していない。元禄十四年（一七〇一）の「豊後国郷帳」⁽²⁾によれば豊後国内の幕領は二百六十数カ村を数えることができる。そのなかで村明細帳や村鑑帳類の村控帳を伝えている村は、管見のかぎりではわずかに三十八カ村を数えるにすぎない。豊前国では九カ村で、これを併せても四十七カ村にしかならない。では、村明細帳や村鑑帳を作成して代官所に差し出したのは右のごとくわずかに数十カ村のみで、他の村は差出さなかったのだろうか。試みに、村明細帳控の残存していない村は村明細帳を差出さなかったと仮定して第七表を見直すと、年によってはわずか一カ村の村明細帳しか記されていない年もあるが、その年はわずかに一カ村だけしか差出さなかったことになるのだろうか。そのようなことはありえないであろう。

一節でみたごとく、村鑑帳は幕府勘定所の公簿であり、「村鑑大概帳」の原簿になったものかと考えられるが、村明細帳は代官が差出しを命じた準公簿的役割りを果していることから考えて、一カ村でも村明細帳が残存している年は、幕領全体の村で村明細帳が作成されたと考えてもよいであろう。二節で述べたごとく、天保九年（一八三八）の「速見郡小坂村明細帳」裏表紙には、「組合拾ヶ村分」^(十一カ)の村明細帳・反別帳等を小坂村庄屋方に集って作成し、六十六冊を一括して役所に差し出したことが記されているので、当然、各村には村明細帳控が保存されていそうであるが、この年の村明細帳は管見のかぎりでは速見郡全体でわずかに三カ村分しか知られていない。古文書のうちでも特に庶民史料は比較的消滅しやすい性質をもっていることを、右の一例がよく物語っているようである。

右のことから、例へば日田代官支配地域内で村明細帳が一冊発見されている場合には、その村明細帳が作成された年には他の村々でも、当然、村明細帳が作成されたと考えてもよいであろう。村明細帳を差出してもよし、差出さなくてもよしというがごとき行政指導は行なわなかったであろうことを考えれば、右の推測は成り立つてであろう。

以上の観点にたつて以下の考察をすすめることにする。

第七表をみて次に目をつくことは、代官の交替にともなう新代官着任の年またはその翌年に村明細帳が作成されていることである。つづいて多いのが幕府巡見使の下向の年ないしはその前年に作成されていることである。そこでこの二点にしばって整理してみよう。

元禄五年（一六九二）は小長谷勘左衛門が高松代官所代官（日田兼任支配）として着任した年であるが、この年の村明細帳はわずかに一例ながら海部郡波越村のものがみられる。元禄十一年（一六九八）は室七郎左衛門が日田代官所代官（高松兼任支配）として着任した年で、大分郡日尻村指出帳を一冊知りうる。正徳四年（一七一四）に南条金左衛門が高松代官所に着任（日田兼任支配）した年の村明細帳が玖珠郡右田村と上且・下且村の三カ村に見られる。南条のあとに室七郎左衛門が享保元年（一七一六）に再任しているが、この年は「書上帳」を一冊知りうるだけである。この書上帳は後述の、巡見使下向にともなう書上書と考えられ、いわゆる村明細帳はまだ発見されていない。室代官の後任者池田喜八郎が着任した享保二年（一七一七）には日田郡と玖珠郡に五カ村の村明細帳がみられる。後任の増田太兵衛が着任したのは享保九年（一七二四）であるが、村明細帳は翌十年に豊前・豊後の八カ村で見ることができ、次の岡田庄太夫も着任した翌年の享保二十年（一七三五）に村明細帳の差出しを命じたようで、豊前に一冊、豊後に三冊を見ることができ、宝暦四年（一七五四）に岡田九郎左衛門が着任しているが、彼の場合はその翌五年に豊前・豊後で各一冊の村明細帳が見られる。

このうち、揖斐十太夫が着任した宝暦八年（一七五八）、揖斐富次郎の着任した安永元年（一七七二）、揖斐親負の着任した安永六年（一七七七）、揖斐造酒助の着任した天明六年（一七八六）ないしはその翌年にも村明細帳はまだ知られていない。もっとも天明六年には「御尋による品々書上」の類があるが、これは前述の享保元年の室七郎左衛門の場合と同様に巡見使に差出した書上帳であり、一般的な村明細帳は知られていない。

羽倉権九郎が着任したのは寛政五年（一七九三）で、翌六年に村明細帳が差出されているが、その後の文化六年（一八〇九）

の羽倉外記、同七年の三河口太忠、同十二年（一八一五）の三河口八蔵の着任にともなう村明細帳はまだ知られていない。

塩谷大四郎は文化十四年八月に着任しているが、同年に差出されている村明細帳と、「品々被仰渡御答書上帳」は共にこれに先だつ四月の差出しである。これは前任者の三河口八蔵時代のもので、塩谷大四郎時代の村明細帳は未見である。

高木作右衛門は天保七年（一八三六）から翌八年正月までの在任であるが、彼の在任中の村明細帳はまだ知られていない。彼に代って寺西蔵太が着任したが、豊前で七月と八月に村明細帳が差し出されているので、これは寺西新代官によって徴されたものであろう。この後の幕末期になると、代官の交替にともなう村明細帳の差出と考えられる事例が見当らない。幕末期は別に考察する必要がある。

つぎに幕府巡察使（巡見使）等を迎えるにあたって、差出しを命じたと考えられる村明細帳の類をみることにしよう。

元禄四年（一六九一）の「玖珠郡両旦村田畑仕分・家数・人数・牛馬帳」は、特定の御尋項目に対する書上帳で、上述のごとく巡見使を迎えるにあたって作成したものと考えられる。

なお、巡見使の下向にあたって、「御尋」ねのあった項目のみを報告した書上帳とは別に村明細帳を差出している事例が、管見では延享三年（一七四六）から見られるが、これは村明細帳の書式が一応整ってからの以降のものであろうか。元禄四年の段階では右の書上帳以外の、巡見使への差出し帳類は知られていない。

正徳二年（一七一二）には幕領に巡察使が派遣されることになり、「御料の国々巡視の条目」が示されている。この御料の国々巡察使下向にあたって作成されたと考えられる書上帳が大分郡原村に見られる。同帳は高反別・運上・高掛物三役など十項を書上した明細帳である。

また正徳五年（一七一五）十二月二十二日になると「勘定の属使等、公料の地巡察」が命じられており、これをうけて右の大分郡原村から再び差出された書上帳が見られる。この時の巡察は翌享保元年（一七一六）二月十九日に「巡見使条目」が定められ、七月十八日・二十七日に巡察使の部署が決定されている。ちなみに両豊への巡察使をみると、使番津田外記、小姓組

駒井左京、書院番大久保源左衛門の三人で、コースは淡路から四国に渡り、そして豊前・豊後となっており、このコースは幕初からおおむね一定していたようである。

原村の書上帳は正徳六年（享保元年）四月に作成されているので、右のごとく巡見使派遣が決定されたのをうけて作成されたものと考えてよいであろう。

また享保元年九月五日には林奉行服部八左衛門と内崎覚兵衛に所在の官林巡視を命じているが、豊前・豊後が巡見対象地域に含まれていたか否か明らかでないし、これを迎えるための書上等も知られていない。

延享二年（一七四五）十月二十八日に諸国の巡察が命じられ、十二月三十日に巡察地別の巡察使が発表され、閏十二月二十一日に巡察条目が定められた。そして翌三年に諸国の巡見が実施された。この時は史料制約もあろうかとも考えられるが書上帳は未見で、現在知られているものとしては村明細帳と案内手帳の二種類の帳面である。しかしこのうち「玖珠郡田野村明細帳」の奥書には「…此銘細帳御巡見様江上ル、外・村・鑑・帳・も・同・前」（榜点は筆者）と記されていることから考えると、巡見使の廻村にあたっては村明細帳のほかに村鑑帳も差出したことを知りうる。しかし、まだこの年の村鑑帳は未見であるが、今後の発見が期待される興味深い記述である。

また今日知られている同年の村明細帳のうち三冊は「此度御巡見様御下向ニ付、差上ゆ…」「此度御上使様御下向ニ付、右帳面差上申ゆ…」のごとく村明細帳の奥書に記されており、同年の村明細帳は巡見使の下向にあたって差出されたものであることを知りうる。

下って天明七年（一七八九）にも幕領の巡見が命ぜられているが、豊後では日田郡と直入郡で村明細帳の控帳を見ることができ、これらはともに前年の六年に作成された書上帳で、このうちの直入郡城後・井手野・小津留三カ村を記載した書上帳二冊の内の一冊には標題に「天明六年六月江戸御普請役様御廻村ニ付高松御役所へ差上ゆ控へ」と記されている。これは巡見使が発令される以前にすでに書上帳が作成されていることになるが、代官所では事前に準備方を命じていたものであろう。

天明八年（一七八八）になると幕府は全国の巡見⁽¹²⁾を命じており、豊前・豊後両国は翌寛政元年⁽¹³⁾に巡見使を迎えているが、この時の書上帳は未見である。しかし寛政元年差出しの村明細帳は五カ村分四冊が見られる。このうち玖珠郡の「右田村明細帳」は正月に、「上旦・下旦両村明細帳」は四月に、「海部郡棚野村明細帳」は六月に、「日田郡豆田町明細帳」は十月にそれぞれ作成されている。このうち「棚野村明細帳」奥書には「御巡見様へ上ヶ候控帳也」と記されていることから考えて、同帳以前に作成された右田村・両旦村の村明細帳とともに巡見使下向にあたって作成されたものであることがわかる。

しかし、「豆田町明細帳」は前年の天明八年の明細帳の表紙左下方に、「寛政元年酉十月末ニ弐冊相認差上候」と注記されている。これは前年作成の明細帳を写して差出したものと考えられる。そして巡見使下向の年の作成という点から考えれば、巡見使に差出したものかとも考えられるが、十月といえは巡見使の通行後であるので、この帳面はひとまず、巡見使下向にあたって作成した村明細帳とは区別して考えるべきであろう。同帳写成立の背景は現時点では不明である。天保九年（一八三八）の巡見使は、最後の巡見使下向となったが、村明細帳や書上帳等が比較的多く残っている。その数を見ると村明細帳が豊前・豊後両国で十二冊、うち巡見使云々と記した帳面が三冊、「御巡見ニ付御尋之趣申上ゆ書付」のごとく記された書上帳が六冊さらに「御巡見様御通行御案内手帳」が日田郡続木村に二冊みられる。

以上、元禄四年（一六九一）以降の日田代官（高松代官）の交替と巡見使の下向にもなっており、豊前・豊後両国の同代官支配所の村々から差出された村明細帳及び書上帳を網羅してみた。この結果、新代官によって村明細帳の差出しが命じられたと考えられる事例が八例数えられた。これに対して新代官着任の年ないしはその翌年にも村明細帳が未見例は、室七郎左衛門が着任した元禄十一年（一六九八）以降、元治元年（一八六四）の窪田治郎右衛門の着任までの間に十六回が数えられる。

しかし右の期間を仮りに前・中・後期の三期に分ければ、単純計算で一期がおおよそ六十年となり、前期が岡田庄大夫時代の宝暦四年（一七五四）ごろまで、中期が羽倉権九郎時代の文化六年（一八〇九）ごろまで、後期が幕末までとなる。各期間ごとの村明細帳村控がみられないのは前期が二回、中期が五回、後期が九回となっている。一般的な史料の残存率から類推す

ればこの数字は逆で、まことに皮肉な数字である。

また元禄四年（一六九一）以降の巡見使下向にともなう書上帳や村明細帳の差出し状況は上述のごとくで、まったく見ることのできなかつたのは宝暦十一年（一七六一）の巡見使下向の時だけである。しかし天保九年（一八三八）の巡見使下向時には多くの村の村明細帳村控が残っており、またそれ以前の巡見使下向時にも若干の村控帳が存在することから類推して、宝暦十一年にも当然、差出されてはいるが史料制的制約から村控帳が未見であると考えてよいであろう。

つぎに右の代官交替時や巡見使下向時差出しの村明細帳村控を含めて、第七表全体を検討してみよう。その手初めに一人の代官がその在任期間中に二回以上村明細帳を差出させている代官をみると、享保二年（一七一七）に着任した池田喜八郎をはじめ、増田太兵衛、岡田庄太夫、岡田九郎左衛門など七人が数えられる。このうち池田喜八郎は着任した享保二年と、その四年後の享保六年（一七二一）に村鑑帳を差出させている。村鑑帳は第二節で述べたごとく享保改革と関わりのある帳面かとも考えられるが、記述項目は村明細帳と類似しているし、記述した村方でも村明細帳と混同していた節がみられるので、村明細帳一回の差出しと考えてよいであろう。

続く増田太兵衛は享保十年（一七二五）と同十四年（一七二九）の二回、村明細帳を差出させている。この池田・増田両代官時代の村明細帳差出し間隔はともに四年おきになっている。代官の交替で村明細帳差出し間隔の伸縮はいちおう考慮にいれても、二代続けて代官が四年おきに村明細帳を差出させていることは偶然の一致だろうか。しかし四年をめどに村明細帳差出しの基準間隔とでもいうべき原則が、このころ存在していたのではないかとさえ思える興味深い年数の一致である。

ただ増田代官時代の三回めの差出し年に当る享保十八年（一七三三）の村明細帳が未見であることと、後代の岡田代官時代になると差出年間隔がまちまちになるので、この点は問題提起にとどめておきたい。

増田代官の後任の岡田庄太夫は、着任の翌享保二十年（一七三五）と元文三年（一七三八）、延享二・三年（一七四五・六）、寛延四年（一七五一）、宝暦二年（一七五二）の六回、村明細帳を差出させているが、差出し年の間隔は一定していな

い。なお元文三年の珍珠郡右田村の村鑑帳は、享保六年につぐ二回めの差出しであるが、これは元文三年二月二十二日に幕府が命じた全国の戸口改⁽¹⁴⁾と関わるものであるうか。他村の村鑑帳の発見がまたれる興味深い帳面である。

第七表を上述のごく前・中・後期に分けて、村明細帳村控の分布を概観したかぎりでは、史料制約を度外視すれば村明細帳差出しの年数間隔は前期に原則性がわずかに認められるが、中期になればそれが乏しくなっている。そして後明になれば代官交替期にも村明細帳の差出し例が少くなり、村明細帳差出し回数そのものが少くなっている感が強い。この現象は、いわゆる幕末期を迎えたことに起因する社会情況の変化の一であろうか。ただ天保九年（一八三八）の巡見使下向時と、幕末期にやゝ集中的に発見されているのは、幕領の大名預り地化による差出しと歴史的な近さによるものであろうか。

また村明細帳調査の結果、興味深い点を列挙すれば、①第七表に示したごとく全期間を通じて比較的多くの村明細帳を保存している村と、わずかに一・二冊しか残存していない村があり、②また一冊の村明細帳を原本として一回、三回とそのままの内容で差出したと考えられる帳面があることである。年代を追って訂正や書込みをしたものは、それだけで村の変遷を知りうる貴重な史料の価値を感じさせるが、訂正なしで表紙または奥書に何回か年号を書き加えている村明細帳もあり、これらを見ると、変化の乏しかった村の様子が想起されるとともに、一代で何回も同じ内容の村明細帳を作成して差出した庄屋層のひそかな抵抗ないしは事務処理上の智慧が読みとれるようである。③無年号の村明細帳が何冊か認められるが、これらの中には、必要に応じては年号や村役人名だけを書き込めば差出せたであろうことを思わせるものも認められ、ここでも村役人層の智慧と無言の抵抗に似たものを感じさせるものがある。④しかし多くの村明細帳が一回年号がありながら、訂正または書込み、貼紙による訂正を加え、それも何回も異筆で書き込んでいる点から考えれば、新たな年号の記入や控がなくても、差出し回数は第七表で見る回数より多い村もあろうと考えられる。

(注)

(一) 本稿(上)印刷後に知りえた村明細帳で、本表に加えたものは次の通りである。

一、元禄十一年（一六九八）「大分郡田尻村指出帳」（別府大学所蔵文書）。

一、正徳二年（一七一二）・同六年（享保元・一七二六）の「大分郡原村（品々）書上帳」（三浦家文書）。

一、延享三年（一七四六）の「日田郡馬原村明細帳」（広瀬家文書）。

一、宝暦六年（一七五六）の「日田郡統木村明細帳」には天明八年（一七八八）と文化十四年（一八一七）に写しを作成された旨が記されている。

一、明和三年（一七六六）の「日田郡藤山村材明細帳」（財津家文書）。

(2) 秦政博・植本謙司「豊後国郷帳」（大分県近世史料叢書）(一) 大分県地方史研究会。

(3) 「永山布政史料」(上)。

(4) 右同。

(5) 「徳川実紀」(六)元禄四年二月二十六日の条、一〇一頁。

(6) 右同、(七)正徳二年八月十六日の条。二四〇頁。なお翌三年四月二十三日の条にも関連の記述がみられる。

(7) (一)を参照。

(8) 「徳川実紀」(七)正徳五年十二月二十二日の条。享保元年二月十九日の条。同書(八)同年七月十八日・二十七日の条。

(9) 右同(八)、享保元年九月五日の条。三九頁。

(10) 右同(八)、延享二年十月二十八日の条(三四九頁)、十二月三十日の条(三六四)頁、閏十二月二十一日の条。

(11) 「統徳川実紀」(一)天明七年三月二十七日の条(二六頁)。

(12) 右同、(一)天明八年四月一日の条(六四頁)。

(13) 北村清士校注「中川史料集」(七〇八頁)。麻生鍊太郎氏文書「御上使御三所様御用人馬一件帳」他。

(14) 「徳川実紀」(八)元文三年二十二日の条(七八九頁)。

(付) 元禄二年の島原領村明細書上

前節では幕領日田代官所支配の豊前・豊後領の村明細帳と村鑑帳成立の背景について概観を認めた。そして同幕領での村明細帳成立の早い時期のものとして、元禄四年(一六九一)の玖珠郡上旦・下旦両村の村明細帳と、翌五年の海部郡波越村明細帳が知られていることを述べた。

ところが、島原藩豊州領田染組内の十四か村にはこれより二年早い元禄二年(一六八九)に作成された各村ごとの「村絵図」と「村明細書上」⁽¹⁾があり、同領草地区には翌三年作成の「村明細書上」⁽²⁾がみられ、この島原藩豊州領の「村明細書上」が現時点では豊後で最も早い時期のもののごとく考えられる。

田染組内の各村明細書上は例へば「豊後国真木村絵図」と書かれた表紙(三三・三輝×四三・五輝)と「村絵図・村明細書上・天保七年(一八三六)の絵図由来書」が、良質の奉書紙各一頁に書かれた四頁仕立になっている。

島原藩豊州領は、寛文九年(一六六九)に松平(深溝)忠房が島原藩六万五千九百石を領して丹波福知山から島原に入部したのに始まるが、このうち二万七千五百九十石は豊前・豊後にまたがる飛地領、すなわち豊州領であった。⁽³⁾この豊州領には豊前国宇佐郡内の山蔵組・橋津組・長州組、豊後国東郡内の田染組・高田組からなっていた。

この豊州領内の田染組十四か村分の村絵図と村明細書上が上述のごとく現存するが、その四頁めの天保七年の「村絵図由来書」によれば「元禄二年に差出してあった村絵図がこの年に村方に返却され、元禄二年から天保七年までの間に変化のあった部分に掛紙をして差出すよう命じられた。その結果、他村には変化はないが、横嶺村と小田原村を結ぶ高田往還清滝(小田原村内)経由の近道が天保三年五月に田染輪中九力村と番掛村の人々の力で作られた所に掛紙をした以外は、他の村々には変化がないのでその旨を申し上げたという。また村々に同絵図の控がなかったので、この機会に同絵図を拝借して村控を作成した由である。

しかし「村明細書上」についてはこの天保七年の「村絵図由来書」は何も記していない。

海老沢衷氏は「広域水田遺跡資料としての近世村絵図」⁽⁴⁾で、田染組村絵図を検討されている。それによると、元禄二年以降天保七年以前に新築された池が小崎村と上野村の二カ所にあるが、その池は両村には描かれていないので、現存の村絵図は元禄二年の村絵図をそのまま模したものであると推定しておられる。また「村明細書上」についても元禄十四年（一七〇一）の郷帳の石高と各村の石高が一致していることから、「元禄二年の絵図に付されていたものを忠実に写したものであるらしい」と推定され、さらに横嶺村の人口の推移を検討され、ここでも「村明細書上」は元禄二年のものであることを証明されている。

そこで田染組の村々の「村明細書上」と、元禄四年の玖珠郡上旦・下旦村の村明細帳とを比較してみると、上旦・下旦両村の帳は「御尋ニ付品々書上」形式の書冊であるのに対して、田染組の村々の「村明細書上」は後の村明細帳の項目に近い内容になっており、しかも後者は三三・三三×四三・五種の一紙に書かれており、「地方凡例録」⁽⁵⁾に記されているところの一紙に書かれた村鑑大概帳（縦一尺五寸〓約四五・五種、横七寸八分〓約二三・六種）を想起させさせるものがある。

また元禄三年の「草地村明細書上」もほぼ同じ大きさの一紙に記されている。そして村高も田染組各村と同様に元禄十四年（一七〇一）の「豊後国郷帳」の村高と一致しているので、同村

第8表 島原藩豊州領明細書上

元禄3年(1690)		元禄2年(1689)	
田染組	草地村	田染組	横嶺村
1	村高	1	村高・
(2)	石盛・上中下別面積	(2)	石盛
2	用水・田畑面積	2	用水・田畑面積
(17)山札定納			
13	茶代・(14)テ見代物成	10	山札定納
4	家数・(6)人数	4	家数・(6)人数
7	牛馬数	7	牛数
8	農業外の稼	8	農業外の稼
11	屋敷付山林・(12)山林	11	御林
10	秣場・薪取場	9	秣場・薪場
5	寺院・(9)氏神	5	寺院
3	村境・間数	3	村境・間数
15	塩浜・(16)新浜		

の村明細書の内容も元禄三年当時のものと考えることができよう。

そこで元禄二年の村明細書上は横嶺村を例とし、翌三年の草地村の村明細書上の記載項目を表示すれば第八表のごとくである。草地村に塩浜・新浜の項目があるのをはじめ、物成の種が多いとはいえ、基本的には両村の記載項目は一致している。島原藩では当時、全領的に村絵図と村明細書を命じたものか、または豊州領だけに命じたものか、その背景は知りえない。それで本稿では、管見のかぎりでは元禄二年（一六八九）の田染組十四カ村の村明細書上が、幕領玖珠郡上旦・下旦両村明細帳より二年早く成立していることを述べるとどめておきたい。

なお島原領のその後の村明細帳差出例を管見のかぎりで見ると、高田組の智恩寺村と榎林村に寛延三年（一七五〇）の「村指出帳」があり、榎林村には天明八年（一七八八）の「村様子書上帳」及び同内容で同題名の年不詳のものが各一冊みられる。

(注)

(1) 豊後高田市役所田染支所所蔵文書(小崎・間戸・真木・陽平・園木・大曲・上野・相原・池部の各村絵図)、後藤俊三郎氏文書(熊野村絵図)。右の各村絵図は昭和五十年年度科学研究費補助金(奨励研究B)による村明細帳調査にあたって、現大田中学校教諭河野了氏の御協力をえ、さらに綾部喜寿氏文書「田野口村絵図」と大分県立大分図書館所蔵の「横嶺村絵図」(元本の所在不明、ゼロックコピー)を同氏が調査され、写真及びコピーを後日、提供いただいた。記して文書所蔵者並びに河野了氏に謝意を表したい。

海老沢衷「広城水田遺跡資料としての近世村絵図」『豊後国田染荘Ⅱ』(国東半島荘園村落遺跡細分布調査概報)・「中村絵図と」
 園「名を有する水田」『豊後国田染荘Ⅲ』(同上)。同氏の論文前者で上記村絵図の他に綾部喜寿氏文書に「観音堂村絵図」があることを知り、後者で「中村絵図」(某寺院所蔵)の存在を知ることができた。この結果、田染輪中十四カ村の村絵図・村明細書上があきらかになかった。

(2) 山田氏所蔵文書。上記の村明細帳調査当時、現大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館副館長後藤正三氏からコピーを贈られた。記して謝意を表したい。

- (3) 後藤重巳「諸藩の成立と幕府領」『大分の歴史』(5)大分合同新聞社 一四六頁。藩史研究会編『藩史事典』(秋田書店)四八九頁。
- (4) 海老沢衷氏稿(注2)参照。
- (5) 「地方凡例録」(下)七四頁。
- (6) 秦政博・楡本諒司編『豊後国郷帳』(大分県近世史料叢書(一)大分県地方史研究会)。
- (7) 古沢和彦氏文書。
- (8) 豊後高田市中央公民館所蔵文書。

むすびにかえて

豊前・豊後両国内の日田代官支配の村々にみられる村明細帳と村鑑帳、および書上帳を概観したが、その成立の背景の(一)は村明細帳は代官交替にもなって差出されたものが比較的多いことがわかった。その(二)は巡見使の downward にもなって差出されたものがこれと並んで多いことである。その(三)大名領預地に編入された時に差出したもの、(四)その他の時の差出しに整理できる。

また豊前・豊後領の村明細帳で成立時期の早いものは、元禄四年(一六九一)の玖珠郡上旦・下旦村の「書上帳」と、翌五年の「海部郡波越村明細帳」があげられるし、藩領では島原藩豊州領の田染組「村明細書上」が元禄二年(一六八九)、同領「草地村明細書上」が翌三年でこれに続き、幕領の村明細帳より成立が一年早いことを知りえた。

一方、村鑑帳の成立は享保六年(一七二一)のものが早く、これの差出は享保改革に関わりがある可能性をひめていることが考えられるが、これの傍証は後日の課題である。

なお村明細帳村控の年代別分布では元禄→宝暦期の前期に比較的多く、宝暦→文化の中期がこれにつき、文化→幕末期の後期が少ないことがわかったが、これの背景究明も後日の課題としたい。

以上、意をつくし得なかったが、後日、村明細帳の内容分析を行いたいと念じているので、その際、残された問題もあわせて検討してみたいと考えている。

(大分県立大分女子高等学校教諭)

大分県地方史料叢書(八一)

文化一揆史料集(二) 党民流説

豊田・秦・榎本編

近世二豊の最大の一揆、文化八・九年一揆に関する基本史料「党民流説」を収載。底本として後藤碩田の自筆本を使用。その公刊は、全国の研究者からも注目を集めている。

頒価 会員二〇〇〇円、会員外二五〇〇円(送料共)

大分県地方史研究会